

第3部

障害者計画（障害者施策推進の基本的考え方）

第3部 障害者計画（障害者施策推進の基本的考え方）

第1章 障害者施策推進の基本理念

障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められています。

日本国憲法第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しています。

また、社会福祉法第3条では、福祉サービスの基本的理念として、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。」とあります。

さらに、障害者基本法第3条では、基本的理念として、「1 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定しています。

これらの考え方は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、そして、障害者自立支援法のほか発達障害者支援法にも生かされています。

また、従来から国の障害者プラン（障害者基本計画）では、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」が謳われてきました。近年では、障害のある人が自立して普通に暮らせるまちづくり、地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支え合うまちづくりをめざして、地域福祉の実現により、障害のある人がもともと持っている力を取り戻し、その力を発揮し、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを区民、地域、行政が一体となって推進していくことが求められています。

江戸川区では、「えどがわ新世紀デザイン～共育 協働 安心への道～（江戸川区長期計画）」において、理念として、「1 自立した個人、2 つながりと信頼、3 地球人としての発想」を掲げ、さらに、将来都市像として「創造性豊かな文化はぐくむ 水辺と緑かがやく 安心と活力ある 生きる喜びを実感できる都市」、基本目標を「1 人間性豊かに 未来を担う人が育つ はつらつとしたまち」、「2 学びと協働で 区民文化はぐくむ ふれあいのまち」、「3 すこやかに 安心して暮らせ 生涯活躍できる いきいきとしたまち」、「4 自然豊かな 地球環境にやさしい やすらぎのまち」、「5 都市と産業が共存共栄する 活力に満ちた にぎわいのあるまち」、「6 楽しい暮らしを支え 安全 快適で 美しい魅力あふれる うるおいのまち」と定めています。

こうしたことを踏まえ、障害者施策推進の基本理念を次のように定めます。

< 基本理念 >

○「自立」

障害のある人とその家族が地域の中で自立して生活ができ、安心して毎日が暮らせる地域社会づくりをめざします。

○「共生」

障害のある人、地域住民、ボランティア、関係機関・団体が信頼し合い、また、互いに助け合い、障害の有無にかかわらず共に生きるあたたかみのある地域社会づくりをめざします。

○「社会参加」

障害のある人が、さまざまなことに出会い、ふれ合い、区民の一人として創造的に活動し、生きがいを持って地域社会に貢献できる環境づくりをめざします。

第2章 障害者施策推進の基本目標

障害のある人のために

障害のある人にとって、必要なサービスを利用しながら、住みたい地域の中で自立した生活ができることが大切です。障害のある人が安心していきいきと暮らせるように、地域社会全体でその生活を支えるとともに、福祉のまちづくりに努めていきます。障害者計画では、基本理念を踏まえ、以下の3点を障害者施策推進の基本目標とします。

<基本目標>

- 生活支援の充実
- 理解促進
- やさしいまちづくり

○ 生活支援の充実

障害のある人が地域において、必要かつ適切なサービスを利用することにより、生活の質を高めつつ自立した日常生活を営むとともに、生きがいを持って、地域社会で活動することができるよう、相談支援体制の構築やさまざまな障害の特性に配慮した在宅サービス、施設サービスを整備促進します。

○ 理解促進

子どもの頃から福祉や障害のある人への関心を高めていくとともに、区民全員のボランティア意識の醸成を図り、障害のある人についての理解を促進していきます。これにより、地域での福祉ネットワークの形成や、ノーマライゼーションの理念の実現をめざします。

○ やさしいまちづくり

障害のある人に限らず、すべての人が移動しやすいまちづくり、使いやすい施設づくりをめざします。これにより、障害のある人がさまざまな活動に取り組むとともに、地域社会に貢献できるようにしていきます。

第3章 施策の背景

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、社会全体で支えていくことが大切です。このため、区民誰もが活動の場を広げ、安心して社会参加ができる、助け合い、支え合う、ともに生きる福祉のまちづくりを進める必要があります。

○「生活支援の充実」のために

利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できるよう、さまざまな情報を利用者本位の視点で提供し、相談に応じられる体制と、一人ひとりの権利を護ることにより、安心して暮らしていける体制を構築していく必要があります。

また、障害のある人一人ひとりのニーズに対応した、適切な支援を実施するため、保健・医療の充実、自宅や施設を利用したサービスが適切に提供されるよう、サービス提供基盤の充実を図る必要があります。

あわせて、就学や就労の支援や年金や手当等のさまざまな制度の活用により、経済的に自立できるよう支援していく必要があります。

○「理解促進」のために

障害のある人とその家族が、地域において生活の質を高めつつ自立した生活を送れるようにするためには、障害や障害のある人に対して「特別な人ではない」「特別な社会ではない」というノーマライゼーションの理解を一層深めていく必要があります。

そのため、さまざまな機会を通じて、障害や障害のある人を理解するための啓発・広報や障害のある人と触れ合う機会をつくっていく必要があります。

○「やさしいまちづくり」のために

障害の有無にかかわらず、誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報等にわたり、バリアフリー化をさらに推進していく必要があります。

また、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくりを推進していく必要があります。

以上のことから、次のような障害者施策の体系を定めるものとします。

第4章 施策の体系

| 大項目 | | 中項目 | |
|-----|------------------------------------|-----|-----------------------|
| 1 | 情報提供、相談支援、 権利擁護の充実 [生活支援の充実] | (1) | 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実 |
| | | (2) | 相談支援の充実 |
| | | (3) | 権利擁護体制・成年後見制度の充実 |
| 2 | 障害者手帳の交付 [生活支援の充実] | (1) | 障害者手帳の交付 |
| 3 | 保健・医療の充実 [生活支援の充実] | (1) | 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見 |
| | | (2) | 保健・医療サービスの充実 |
| 4 | サービス提供基盤の充実 [生活支援の充実] | (1) | 居住支援の充実 |
| | | (2) | 居宅でのサービスの充実 |
| | | (3) | 施設を利用したサービスの充実 |
| | | (4) | 介護家族の支援 |
| | | (5) | 補装具・日常生活用具の利用の推進 |
| | | (6) | 経済的自立の支援 |
| 5 | 生活環境の整備 [やさしいまちづくり] | (1) | 移動の円滑化支援 |
| | | (2) | バリアフリー化等の推進 |
| | | (3) | 防災対策の推進 |
| 6 | 育成・教育の推進 [生活支援の充実] | (1) | 療育・保育・特別支援教育の推進 |
| 7 | 雇用・就業の推進 [生活支援の充実] | (1) | 就労支援の推進 |
| | | (2) | 雇用の場の拡大 |
| 8 | 区民の理解、交流、 社会参加の推進 [理解促進] | (1) | 障害者理解の促進 |
| | | (2) | ボランティアの養成・活動の促進 |
| | | (3) | 生涯学習・スポーツ文化振興の推進 |
| 9 | 基盤づくり [生活支援の充実] | (1) | 福祉ネットワークの形成 |
| | | (2) | サービスの質の確保 |
| | | (3) | 人材育成 |

第5章 施策の方向性と主な事業展開

1 情報提供、相談支援、権利擁護の充実

障害のある人一人ひとりの能力を引き出し、自立・社会参加を支援するため、障害特性に対応した情報提供の充実を図るとともに、相談窓口を充実します。また、成年後見制度などの利用の拡大、普及を図ることにより、障害のある人の権利を守り、地域での生活を支えています。

(1) 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実

① 障害に関する情報提供体制の充実

障害者支援ハウス内の障害者自立生活支援センターにおいて、障害のある人に必要な情報の提供を充実します。

② 区のお知らせの工夫

広報、ホームページでは、障害の状態に応じた情報の伝達方法を工夫します。

③ コミュニケーション支援事業の充実

聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 声のたより | 区のお知らせ・インタビュー等を収録したCD・カセットテープを毎月発行しています。 |
| 声の広報 | 「広報えどがわ」「区議会だより」のすべての内容を収録したデージーCD・カセットテープを毎月発行しています。 |
| 点字広報 | 区のお知らせを中心とした制度・事業等を紹介する点字広報を毎月発行しています。 |
| 公式ホームページ | 視力の弱い人や色の識別が苦手な人、日本語を読むのが苦手な人が快適に閲覧するためのアクセシビリティ・サポートツール(音声読み上げ、文字の拡大、背景色と文字色の変更等)を導入しています。 |
| 声の便利帳 | くらしの便利帳を収録したデージーCD・カセットテープを発行しています。 |
| えどがわ区民ニュース | 字幕の入った広報ビデオ「えどがわ区民ニュース」を毎月制作し、区役所・各事務所ロビー等や区内ケーブルテレビで放映しています。また、区役所、図書館でDVD・VHSを貸し出しています。 |

| | |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 手話通訳派遣事業 | 聴覚・言語障害者が、病気・役所の手続き・子どもの教育などの場面で健聴者との意思疎通を円滑にするために手話通訳者を派遣します。 |
| 要約筆記派遣事業 | 手話通訳と同様に健聴者との意思の疎通を図り、情報を正確に提供するために要約筆記者を派遣します。 |
| 福祉電話使用料の助成に関する事業 | 重度心身障害者(児)のいる世帯に対し、障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保するために使用する電話の基本料と通話料並びに必要と認められた付加使用料を助成します。 |
| 福祉電話の貸与に関する事業 | 重度心身障害者(児)のいる世帯に対し、在宅のまま各種相談及び連絡機能を高めるため、福祉電話を貸与し、設置費を助成します。 |

(2) 相談支援の充実

① 障害に関する身近な相談体制の充実

障害のある人が、日常生活について、いつでも気軽に相談できるように、訪問相談や情報技術などを活用した専門家による相談サービスなどを充実します。特に、精神障害のある人については、地域での安定した生活をサポートできる場を整えていきます。

② 健康への個別相談や仲間づくりの支援

難病や障害の状態に応じた健康づくりへの個別相談や、ともに支え合う仲間づくりへの支援を行います。

③ 障害者自立生活支援センターの推進

障害者支援ハウス内の障害者自立生活支援センターにおいて、ケアマネジメントを積極的に取り入れ、同じ障害がある人同士によるピアカウンセリングや、情報技術を活用した専門スタッフによる相談などを推進します。

④ 就学相談の充実

就学相談の充実を図り、障害のある幼児・児童・生徒の支援体制を整備します。

⑤ バリアフリーに関する相談支援

住まいのバリアフリー推進のため、バリアフリーに関する相談等に応えます。

⑥ 地域自立支援協議会の設置

相談支援事業を適切に実施するにあたり、医療、保健、福祉、教育及び就労等に関係する機関とのネットワークの構築を推進します。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者相談支援事業 | 障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等の相談業務を、障害者福祉課などの窓口で行います。また、地域の相談員の資質向上を図るなど相談事業の拡充を行います。 |
| 自立生活支援センターに関する事業 | 利用者及び家族等の状況をよく理解し、親切な対応、理解しやすい説明等に努め、障害のある人の自立支援に関わる情報の収集、整理を適切に行います。また、各種研修への参加等を通じて、生活支援技術の向上に努め、在宅福祉サービスの利用援助・社会資源を活用するための支援・社会生活力を高めるための支援・ピアカウンセリング・専門機関の紹介等を行います。 |
| 心身障害者相談員に関する事業 | 障害のある人の身近な地域の相談者として、相談、助言、支援を行います。 |
| こころの健康相談事業 | こころの病気を疑うさまざまな症状に悩んでいる本人や家族に対して専門医が個別相談に応じます。 |
| 閉居訪問に関する事業 | 精神障害の早期発見、早期治療の援助のため、閉じこもりの人に対して、精神科医等による精神福祉相談・訪問事業を実施します。 |
| リハビリ相談 | リハビリに関する相談やメタボリックシンドローム予防・介護予防のための運動方法などについて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が相談に応じます。また、外出困難など必要な人に対しては家庭に赴いて対応します。 |
| 発達専門相談事業 | 発達障害等が疑われる幼児の総合的な発達評価、適切な療育・支援を受けられるよう相談事業を実施します。 |
| 高次脳機能障害の専門相談事業 | 高次脳機能障害が疑われる当事者、家族等からの個別の相談に応じ、適切な支援が受けられるよう相談事業を実施します。 |
| 就学相談 | 心や身体等に発達の遅れや不安があるお子さんについて就学相談を行っています。子どもの立場にたって、一人ひとりのライフステージを見通し、どのような教育をうけるのが適正か、きめ細かく相談に応じます。 |
| 地域自立支援協議会の開催 | 江戸川区の障害者福祉に関する現状や課題の認識の共有化を図るため、定期的に協議会を開催していきます。 |

(3) 権利擁護体制・成年後見制度の充実

① 権利擁護システムなどの整備

社会福祉協議会の安心生活センターを権利擁護の中心的な機関として位置づけ、判断能力に不安を持つ障害のある人などが安心して福祉サービスの利用、資産管理等を行えるように、権利擁護の仕組みを充実強化していきます。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安心生活サポート事業 (地域福祉権利擁護事業) | 判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らせるように次のような支援をします。 ・福祉サービスの利用に関する相談や助言、利用手続き、利用料の支払い手続き等の援助 ・日常的な金銭管理の援助、通帳・権利書など重要書類の預かり |
| 成年後見制度利用支援事業 | 社会福祉協議会が実施している知的障害者又は精神障害者に対する成年後見制度利用支援事業を地域生活支援事業として位置付け、充実を図ります。 |

2 障害者手帳の交付

(1) 障害者手帳の交付

① 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障害（視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能に障害）のある人が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度により1級（重度）から6級（軽度）に区分されます。

② 愛の手帳

愛の手帳は、知的発達障害のある人が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度により1度（最重度）から4度（軽度）に区分されます。

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ人が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。障害の程度により1級（重度）から3級（軽度）に区分されます。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------------|----------------------------------------------------|
| 身体障害者手帳取得用診断書作成費用の助成に関する事業 | 身体障害者手帳を取得するとき添付する診断書の費用を、身体障害者（児）又はその扶養義務者に助成します。 |

3 保健・医療の充実

障害のある人に対して、適切な保健・医療サービスを提供し、生活の質を高めるとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、早期発見と対応に努めます。また、こころの病についても医療的ケアの充実を図ります。

(1) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

① 障害の早期発見、早期治療

乳幼児の障害や発育・発達の遅れなどを早期発見し、適切な治療を促進するため、妊婦健診や乳幼児健診、経過観察などを充実させるとともに、専門医療機関や乳幼児療育施設などとの連携を図ります。

② 心の健康を保つための正しい情報の提供と啓発

区民が心の健康に関心をもち、精神的ストレスによる睡眠障害などの心の問題や病気、アルコールや薬物の害について正しく理解し、不安や悩みを感じたときに早期に発見でき適切な対応がとれるように、情報技術の活用や講演会などでの正しい情報の提供に努め、心の健康を保つための啓発活動を進めます。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 妊婦健康診査事業 | 妊娠経過の適切な把握により、流・早産、妊娠高血圧症候群、低体重児出生などの予防を図り安全な出産へと導きます。 |
| 乳幼児健康診査事業 | 乳幼児期に以下のような健康診査を実施しています。 ・3・4か月児健康診査 ・6か月児・9か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・乳幼児経過観察健診 ・乳幼児精密健診 |
| 心理相談 | 言葉や日常生活習慣など発達について個別相談を充実します。 |
| 発達専門相談事業(再掲) | 発達障害等が疑われる幼児の総合的な発達評価、適切な療育・支援を受けられるよう相談事業を実施します。 |
| 高次脳機能障害の専門相談事業(再掲) | 高次脳機能障害が疑われる当事者、家族等からの個別の相談に応じ、適切な支援が受けられるよう相談事業を実施します。 |
| こころの健康相談事業(再掲) | こころの病気を疑うさまざま症状に悩んでいる本人や家族に対して専門医が個別相談に応じます。 |
| こころの健康ホットライン | 専用電話を設置し、現代のストレス社会におけるこころの悩み相談に応じます。 |
| 閉居訪問に関する事業(再掲) | 精神障害の早期発見、早期治療の援助のため、閉じこもりの人に対して、精神科医等による精神福祉相談・訪問事業を実施します。 |
| 酒害本人ミーティングに関する事業 | 酒害相談を申し込んだ人を対象に、同じ悩みを持つ人同士が集い、病院のソーシャルワーカーも交えて、禁酒のためのミーティングを実施します。 |

(2) 保健・医療サービスの充実

- ① リハビリテーション相談の実施
疾病や加齢により身体に障害のある人のリハビリテーションに関する相談・支援を行います。
- ② 訪問健康診査・訪問看護の充実
在宅重症障害児（者）の在宅での安定した家庭療育を支援するため、在宅サービスについてのコーディネート機能を強め、訪問健康診査や訪問看護の充実を図ります。
- ③ 障害者歯科診療の実施
歯科医師会と協力・連携し、江戸川区口腔保健センターにおいて障害者歯科診療を行います。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自立支援セミナー | 脳卒中後遺症等による障害をもち、病院訓練を終えた人とその家族を対象に、日常生活動作や応用動作の体験をとおり、日常生活の自立、社会活動の拡大を支援します。 ・言語リハビリ教室 ・外出体験リハビリ教室 ・家事体験リハビリ教室 |
| リハビリ相談(再掲) | リハビリに関する相談やメタボリックシンドローム予防・介護予防のための運動方法などについて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が相談に応じます。また、外出困難など必要な人に対しては家庭に赴いて対応します。 |
| 江戸川区口腔保健センター 障害者歯科診療 | 江戸川区口腔保健センターにおいて、障害のために、地域の歯科医院で治療を受けることが困難な人の歯科診療を行います。 |

4 サービス提供基盤の充実

利用者本位の考え方に立って、障害のある人一人ひとりの多様なニーズに対応するため、住むことに対する支援のほか、居宅でのサービスや施設を利用したサービスを充実し、あわせて介護する家族を支えています。また、地域で自立した生活が送れるよう、年金や手当等の支給のほか、各種の費用を助成します。

(1) 居住支援の充実

① グループホーム、ケアホームなどの整備

住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、グループホーム、ケアホームなどの整備を促進します。また、暮らしやすいバリアフリー仕様の民間住宅の整備を促進します。

② 既存住宅の改善

障害のある人が住み慣れた地域に住み続けていくために必要な住宅改造については、福祉や健康施策との連携を図りながら、住まいの改造助成制度や心身障害者住宅整備資金貸付制度の活用を促進していきます。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| グループホームの委託に関する事業 | 知的障害者の地域社会における自立生活を支援するため、生活の場を提供し、日常生活における援助を行うグループホームの運営等に要する経費の一部を助成します。 |
| グループホームの家賃助成に関する事業 | グループホームを利用する知的障害者が支払った家賃のうちの一定額を助成します。 |
| 知的障害者グループホームの運営資金の貸付けに関する事業 | 区内でグループホームを新規に運営しようとする団体に、開設当初の運営資金を貸付けします。 |
| 重度身体障害者グループホームへの助成に関する事業 | 社会福祉法人等が行う重度身体障害者グループホームの運営等に要する経費の一部を助成します。 |
| 住まいの改造助成に関する事業 | 介助を要する身体障害者が、車いすなどで暮らしやすい生活ができるように住まいの改造費用を助成します。 |
| 住宅整備資金の貸付けに関する事業 | 心身障害者(児)の世帯が、住まいを新築、購入、増改築する場合に、快適な住環境の整備を促進するため、資金を貸付けます。 |
| 民間賃貸住宅家賃等の助成に関する事業 | 民間の賃貸住宅に居住する心身障害者世帯が、取り壊し等により転居を求められ転居した場合に、住まいの安定を図るため、新しい住まいの家賃と旧家賃との差額を助成します。 |
| 福祉ホームに関する事業 | 家庭環境や住宅事情等の理由により、住宅の確保が困難な精神障害者に対し、生活の場を与えると共に、必要な支援等を行い、自立の促進を図ります。 |

(2) 居宅でのサービスの充実

① 地域生活支援事業の充実

障害のある人の自立支援と介護者の負担軽減のために、在宅サービスの充実に努めます。また、障害のある人の緊急一時保護事業を充実させ、介護者のレスパイト（一時的休息）などを推進します。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 巡回入浴サービスに関する事業 | 家庭での入浴が困難な重度障害者(児)に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、巡回入浴車を派遣して入浴サービスを行います。 |
| 寝具乾燥消毒サービスに関する事業 | 常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者(児)に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の乾燥消毒や水洗いクリーニングを行います。 |
| 福祉理美容サービスに関する事業 | 常時複雑な介護を要する在宅の重度障害者(児)に対し、健康的な生活の維持と家族の介護負担軽減を図るため、自宅で理美容サービスが受けられる福祉理美容券を交付します。 |
| 紙おむつ等の支給に関する事業 | 常時紙おむつが必要な障害者(児)に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、紙おむつ・おむつカバー・防水シーツを支給します。 |
| おむつ使用料の助成に関する事業 | 区で支給する紙おむつの使えない病院に入院した人を対象に、経済的負担軽減を図るため、おむつ使用料を助成します。 |
| 福祉電話の貸与に関する事業(再掲) | 重度心身障害者(児)のいる世帯に対し、在宅のまま各種相談及び連絡機能を高めるため、福祉電話を貸与し、設置費を助成します。 |
| 民間緊急通報システムの設置に関する事業 | ひとり暮らし等の身体障害者で日常生活に不安を持っている世帯に対し、生活の安全を図るため、警備会社と連携した緊急通報システム「マモルくん」を設置します。 |
| 短期入所 | 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 緊急一時保護を行う団体に対する助成に関する事業 | 緊急時に会員相互により介護を行っている団体に、その費用を助成します。 |

(3) 施設を利用したサービスの充実

① 日中活動系施設、居住系施設の整備

必要に応じて日中活動系施設の整備を検討するとともに、区内の住み慣れた地域で生活できるように、区内での知的障害者、身体障害者及び精神障害者向けの居住系施設の整備を支援します。

② 地域移行への支援

身近な地域にデイケアセンターや地域活動支援センター、作業所、グループホームなどの施設を確保するとともに、医療と連携した生活相談や訓練を通じて地域移行への支援を強化します。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉作業所に対する助成に関する事業 | 在宅の障害者に対し、作業と交流を通して障害者の素質と能力を伸ばし、社会参加と自立を促進する心身障害者福祉作業所の運営費を助成します。 |
| 心身障害児デイサービスに関する事業 | 学齢期の障害児を対象として、生活訓練・集団活動訓練を行い地域社会生活での自立促進を図ることを目的とする施設に対し、施設の充実と継続的な運営の安定を図るため、運営費を助成します。 |
| グループホームの委託に関する事業(再掲) | 知的障害者の地域社会における自立生活を支援するため、生活の場を提供し、日常生活における援助を行うグループホームの運営等に要する経費の一部を助成します。 |
| 知的障害者グループホームの運営資金の貸付けに関する事業(再掲) | 区内でグループホームを新規に運営しようとする団体に、開設当初の運営資金を貸付けします。 |
| 更生訓練費に関する事業 | 肢体不自由者更生施設、身体障害者就労支援施設等における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給します。 |
| 地域生活支援センターに関する事業 | 精神障害者が利用する地域活動支援センターでの生活支援事業の充実を図ります。 |
| 共同作業所に関する事業 | 精神障害者へ通所による生活指導、作業訓練等を行い、障害者の社会参加の促進を図ります。 |
| 心の専門グループワークに関する事業 | 回復期にある精神障害者を対象に、社会生活への適応を図ることを目的にグループ活動を行います。 |
| 自立支援セミナー(再掲) | 脳卒中後遺症等による障害をもち、病院訓練を終えた人とその家族を対象に、日常生活動作や応用動作の体験をとおり、日常生活の自立、社会活動の拡大を支援します。 ・言語リハビリ教室 ・外出体験リハビリ教室 ・家事体験リハビリ教室 |

(4) 介護家族の支援

① 介護家族と家族会等への支援

障害のある人自身のみならず、介護に当たる家族の精神的、肉体的な負担も大きくなっていることから、居宅サービスと合わせ介護に当たる家族に対して、激励に関する事業を行い、訪問・相談も含めた支援策を充実していきます。

また、家族会等の当事者団体の支援をしていきます。

介護に当たる家族が、緊急的に介護することが困難になった際には、一時的に障害のある人を保護します。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重度脳性まひ者の介護に関する事業 | 重度脳性まひ者の生活圏の拡大を図るため、家族介護者に対し介護券を給付します。 |
| 介護者の激励に関する事業 | 複雑な介護を要する重度心身障害者(児)の介護家族の労をねぎらい、リフレッシュを図れるように映画鑑賞券を給付します。 |
| 家族会の支援に関する事業 | 精神障害者を持つ家族同士の交流、自主的活動等の支援を行います。 |
| 家族教室に関する事業 | 統合失調症やうつ病等が疑われる人の家族を対象に、病気、本人への接し方、医療・福祉制度などについて学習する場として開催します。 |
| 家族交流会に関する事業 | こころの病をもつ人の家族を対象に、悩みを話し合ったり、病気、福祉制度の知識などについて学ぶため実施します。 |
| 思春期家族交流会に関する事業 | 思春期の子どもを持ち、問題行動や子どもとの接し方に悩む家族が集い、子どもの行動の理解や対応などについて学習します。また、話し合いを通して家族が自身の生き方を見つめ直す場として実施します。 |
| 酒害家族教室に関する事業 | 飲酒に関するトラブルで悩みのある家族が集い、専門病院の医師やソーシャルワーカー、保健師とともに「アルコール依存」について学習します。 |
| 日帰りショート(日中一時支援)に関する事業 | 在宅の心身障害者(児)の保護者又は家族が、疾病・事故等で一時的に障害者(児)を介護できなくなった場合に、世帯の生活の安定を図るため、保護事業を行います。 |
| 短期入所(再掲) | 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 緊急一時保護を行う団体に対する助成に関する事業(再掲) | 緊急時に会員相互により介護を行っている団体に、その費用を助成します。 |

(5) 補装具・日常生活用具の利用の推進

① 日常生活用具給付に関する事業

心身障害者（児）が日々の生活を円滑に送れるよう、必要なホームケア機器等を給付し、生活の利便向上を図ります。

② 補装具に関する事業

障害者等の身体機能を補完・代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される義肢や装具、車いす等の補装具費を支給します。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------|------------------------------------------------------------------|
| 日常生活用具給付等事業 | 日常生活の便宜を図るため、在宅の障害者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。 |
| 車いすの貸与に関する事業 | 長期又は一時的疾病により歩行困難な状態にある人が、通院、通学、各種行事への参加、旅行、散歩等に利用する時、車いすを貸し出します。 |
| 補装具費の給付 | 補装具の給付と修理を行います。 |

(6) 経済的自立の支援

① 手当の支給と助成事業

障害のある人の経済的自立とその家庭の生活安定を図るため、各種手当の支給や助成事業を行っていきます。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各種手当の支給 | 心身障害者福祉手当、障害手当[児童育成手当]、難病患者福祉手当、育児手当[児童育成手当]を支給しています。 また、国、都が支給する重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当があります。 |
| 医療費の助成 | 心身障害者医療費助成、難病の医療費助成、小児慢性疾患の医療費助成の制度があります。 |
| 自立支援医療の給付 | 更生医療、育成医療、精神通院に対して医療費が給付されます。 |
| 扶養共済制度 | 心身障害者扶養共済があります。 |
| 年金 | 障害者を対象に支給されている年金として障害者基礎年金と障害年金・障害手当金があります。 |
| 福祉電話使用料の助成に関する事業(再掲) | 重度心身障害者(児)のいる世帯に対し、障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保するために使用する電話の基本料と通話料並びに必要と認められた付加使用料を助成します。 |
| 福祉電話の貸与に関する事業(再掲) | 重度心身障害者(児)のいる世帯に対し、在宅のまま各種相談及び連絡機能を高めるため、福祉電話を貸与し、設置費を助成します。 |
| 自動車燃料費の助成に関する事業 | 社会参加及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が利用する自動車の燃料費の一部を助成します。 |
| タクシー利用の助成に関する事業 | 車いす等を使用する心身障害者が社会生活を円滑かつ迅速に営むための迎車料金及び乗車料金の一部を補助します。 |
| 更生訓練費に関する事業(再掲) | 肢体不自由者更生施設、身体障害者就労支援施設等における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給します。 |
| 就学奨励費 | 特別支援学級の児童・生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じ、教育費、修学旅行費等の一部を助成します。 |

5 生活環境の整備

誰もが快適で生活しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。これにより、障害のある人もない人も含めすべての人が安全に安心して生活し社会参加できるようにしていきます。また、自助、共助、公助の観点から防災対策を推進します。

(1) 移動の円滑化支援

① 移動の円滑化支援

屋外での移動に支援の必要な障害のある人に対して、円滑な外出ができるよう支援します。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 福祉有償運送に関する事業 | 身体障害者等の移動制約者の移動を確保するため、NPO法人によるボランティア有償運送を支援します。 |
| 車いすの貸与に関する事業(再掲) | 長期又は一時的疾病により歩行困難な状態にある人が、通院、通学、各種行事への参加、旅行、散歩等に利用する時、車いすを貸し出します。 |
| リフト付福祉タクシーの委託に関する事業 | 重度身体障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、車いす等に乗りながら乗降できるリフト付福祉タクシーの運行を委託します。 |
| ハンディキャブ事業者に対する助成に関する事業 | 地域障害者の足となり、福祉運送事業を運営している、NPO法人事業者に対し、助成していきます。 |
| 自動車燃料費の助成に関する事業(再掲) | 社会参加及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が利用する自動車の燃料費の一部を助成します。 |
| 自動車改造費の助成に関する事業 | 社会参加の促進を図るため、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する経費を助成します。 |
| 自動車運転教習費の助成に関する事業 | 日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。 |
| タクシー利用の助成に関する事業(再掲) | 車いす等を使用する心身障害者が社会生活を円滑かつ迅速に営むための迎車料金及び乗車料金の一部を助成します。 |
| 補助犬の給付 | 障害のある該当の人に補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を給付します。 |
| 移動支援事業 | 身体障害者等、屋外での移動が困難な障害者の外出をガイドヘルパーが支援します。 |

(2) バリアフリー化等の推進

① ユニバーサルデザインの促進

障害のある人だけでなく、誰にとっても安心して、暮らしやすい住環境の整備を支援します。道路空間や交通機関などにおいても、誰もが移動しやすく、移動が楽しくなるようなまちづくりを進めます。

② 誰にもやさしい道づくりの推進

障害のある人が安心して利用できる歩行環境を整備するため、点字ブロックや使いやすい横断歩道の設置、段差の解消、歩行者ネットワークの充実等、誰にもやさしい道づくりを推進します。また、道路の性格に合わせて通過交通を排除する等、住宅地の交通環境の充実を図ります。

③ 住宅のバリアフリー化

公共住宅、民間住宅を問わず、バリアフリー化に向けて、新築時の対応や既存住宅の改善を事業者・オーナーへ要望していきます。

さらに、新築時のバリアフリー対応に対し、住宅等整備事業における基準等に関する条例による指導や支援をしていきます。

④ 区施設のバリアフリー化

障害のある人にとって利用しやすい環境整備として、エレベーター等について、施設の改修等にあわせて整備を進めます。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------|------------------------------------------------------------|
| 歩道巻き込み部の段差解消 | 道路改修箇所にあわせて改修していきます。 |
| 視覚障害者用誘導ブロックの改修 | 道路改修箇所にあわせて改修していきます。 |
| 音声誘導装置の設置 | 視覚障害者の移動を支援する音声誘導装置を、公共施設や駅・バス停などに順次設置していきます。 |
| バリアフリーマップの改訂・周知 | 障害者団体との協働により、バリアフリーマップの改訂版を作成し、周知の上、配布していきます。 |
| 住まいの改造助成に関する事業(再掲) | 介助を要する身体障害者が、車いすなどで暮らしやすい生活ができるように住まいの改造費用を助成します。 |
| 住宅整備資金の貸付けに関する事業(再掲) | 心身障害者(児)の世帯が、住まいを新築、購入、増改築する場合に、快適な住環境の整備を促進するため、資金を貸付けます。 |

(3) 防災対策の推進

① 避難誘導

障害者や高齢者等の災害時要援護者は、災害への対応力が弱いと見られるため、防災関係機関や自主防災組織等が、地域社会において、これらの人々を災害から守る協力体制を整えていくことが必要です。避難の勧告・指示が出された場合、または避難の勧告・指示が出される前であっても災害が発生する恐れがある場合には、区は防災関係各機関の協力体制の下で、地域・避難所・避難の方法等を地域住民に周知するとともに、あらかじめ指定された避難場所等へ早期に避難するよう誘導し、災害時要援護者の避難支援体制を整えます。

② 二次避難所の指定等災害時要援護者受け入れ体制の整備

障害のある人に対し、状況に応じ介護など必要なサービスを提供するため、福祉施設等を二次避難所として指定するなど、災害時要援護者受け入れ体制を整備します。

③ 住民の防災行動力の向上

地域の協力体制づくりを進め、災害時要援護者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図ります。

④ 福祉施設利用者等の安全対策

施設等入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠であるため、施設と周辺地域の事業所、町会・自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図ります。

また、各施設の防火管理対策の徹底を図るとともに、福祉施設等の職員に対して防火講習を行うなど、自衛消防力の向上を図ります。

6 育成・教育の推進

発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関の連携により、療育・保育・特別支援教育を推進します。

(1) 療育・保育・特別支援教育の推進

① 療育連絡会の整備

乳幼児期から始まる療育の各段階での一貫性を保つために、療育の連絡会を整備し、保健や福祉、教育など関係機関の連携・協力体制を強化します。

② 障害児の成長の支援

育成室において機能訓練、相談等を実施するとともに、巡回発達相談の充実を図り、障害児の成長を支援します。

③ 多様な保育サービスの提供

障害児の保育については、さまざまなニーズに応えられるようきめ細かな対応をしていきます。

④ 障害児療育の充実

発達障害に関する相談、親子グループ等の相談支援を充実します。

⑤ 特別支援学級の充実

障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じて、特別支援学級を適正に配置します。また、通常学級と特別支援学級の交流教育をいっそう推進し、多くの子どもたちとの交流の中で、成長と自立を支援する体制を整えます。

⑥ 就学相談の充実（再掲）

就学相談の充実を図り、障害のある幼児・児童・生徒の支援体制を整備します。

⑦ 特別支援教育の推進

障害のある子どもたちのもつ能力・特性を最大限に伸ばし、乳幼児期から就労まで生涯を見通した教育を行います。そのために、だれもが、障害を正しく理解し、ともに助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶために、特別支援教育を推進します。また、それぞれの障害及び教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を構築します。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|------------|------------------------------------------------------------------|
| 心理相談(再掲) | 言葉や日常生活習慣など発達について個別相談を充実します。 |
| 心理経過観察集団指導 | 精神発達、対人関係、コミュニケーションに問題・障害のある児とその保護者を対象に集団での遊びやグループワークを通じて支援をします。 |

| | |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発達専門相談事業(再掲) | 発達障害等が疑われる幼児の総合的な発達評価、適切な療育・支援を受けられるよう相談事業を実施します。 |
| 育成室 | 早期療育、発達相談の充実を図ります。 |
| 保育園巡回発達相談 | 発達障害児を対象とした巡回相談の充実を図ります。 |
| 特別支援教育の推進 | 校内委員会の充実、支援教育コーディネーターの資質向上、専門家チームの派遣等を推進していきます。 |
| 心身障害児デイサービスに関する事業(再掲) | 学齢期の障害児を対象として、生活訓練・集団活動訓練を行い地域社会生活での自立促進を図ることを目的とする施設に対し、施設の充実と継続的な運営の安定を図るため、運営費を助成します。 |

7 雇用・就業の推進

雇用・就業は、障害のある人が地域でいきいきと生活していくための重要な柱です。働くことを希望する人が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、経済的自立が図れるように、福祉や教育と連携した支援を行うことにより、障害のある人の就労支援を推進します。

(1) 就労支援の推進

① 障害のある人の自立に向けた環境づくり

心身障害や精神障害のある人の経済的な自立を支援するため、職業訓練・就業指導を充実させるとともに、サービス業などを含めた多様な就労の場を確保していきます。特に、精神障害のある人については、仲間づくりや医療的ケアなどを含めた総合的な就労支援を充実させていきます。

② 民間の福祉作業所への支援

利用者に対するサービスが安定的に提供できるよう、事業運営に必要な支援を行います。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 障害者就労支援センターにおける訓練事業 | 一般就労を希望し、企業への就労が見込まれる障害者に対して就労に関する支援を行います。 |
| 福祉作業所に対する助成に関する事業(再掲) | 在宅の障害者に対し、作業と交流を通して障害者の素質と能力を伸ばし、社会参加と自立を促進する心身障害者福祉作業所の運営費を助成します。 |
| 共同作業所に関する事業(再掲) | 精神障害者が通所により、生活指導、作業訓練等を行い、障害者の社会参加の促進を図ります。 |
| 更生訓練費に関する事業(再掲) | 肢体不自由者更生施設、身体障害者就労支援施設等における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給します。 |

(2) 雇用の場の拡大

① 就労の促進

ハローワーク（公共職業安定所）と連携を図りながら、企業への就労促進に努めます。

あわせて、障害者の雇用に深い理解を示し、雇用実績のある企業を表彰するなど、企業に対して障害者雇用の一層の理解と協力を求めます。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者雇用優良企業表彰に関する事業 | 障害者の雇用に深い理解を有し、その雇用に顕著な実績のある事業所に対し、その実績を広く周知することにより、区内事業所への障害者雇用の一層の促進を図るため、事業所を表彰します。 |
| 障害者就労支援・雇用促進フェアの開催 | 障害者の就労支援と企業における雇用促進を目的に、講演会やシンポジウム、面接会等を行います。 |

8 区民の理解、交流、社会参加の推進

障害のある人が地域において自立した生活を送れるよう、障害及び障害者に関する理解を促進するため、啓発・広報活動を推進していくほか、ボランティアの養成・活動を推進します。あわせて、障害のある人が、これまで以上にスポーツ・レクリエーションや学習・文化活動等に参加できるようにしていきます。

(1) 障害者理解の促進

① 障害のある人についての理解の促進

障害のある人に対する区民の理解を深め、障害者施策への取組みを情報提供し偏見を取り除くことで、地域での生活を支えられるよう多様な啓発活動を行います。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 障害者作品展への助成に関する事業 | 障害者の作品を一同に集め日頃の成果の発表の場とし、励まし合うとともに、障害を持たない人への理解促進を図るための作品展に対し助成します。 |
| 地域生活支援センターに関する事業 | 地域活動支援センターにおいて地域交流の充実を図ります。 |
| 精神保健講演会に関する事業 | 障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりをめざし、区民に精神障害について正しい知識・理解をしてもらうため、講演会を開催します。 |

(2) ボランティアの養成・活動の促進

① ボランティア活動の情報提供

区民がボランティアに対する理解を深め、自分のもつ知識や知恵、技能、経験などを活かして、教育、文化、スポーツ、健康、福祉、環境などさまざまな分野のボランティア活動に参加できるように、ボランティアセンターを中心に情報技術などを活用して活動の分野、内容、団体などの情報を提供していきます。

② 環境の整備

さまざまなボランティアやボランティア団体、NPO法人などが活動しやすいように、会議や活動の準備などを行う拠点を設け、機材の貸し出しなども行います。また、夜間や休日などに活動拠点の利用ができるように環境を整えます。

③ ネットワークづくり

ボランティア団体等に関するさまざまな活動情報を収集・紹介するとともに、意見交換の場を設定するなど、情報技術などを活用してボランティア組織のネットワーク形成を図っていきます。

④ 人材育成

ボランティア活動に関する専門的な知識等を習得する機会を提供し、人材の育成に努めます。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------|----------------------------------------------------------|
| ボランティア講座に関する事業 | 精神障害者のための施設等においてボランティアを希望する人のために、病気への理解や現状についての講座を開催します。 |
| ボランティア活動の情報提供 | ホームページ等による情報提供を実施していきます。 |
| コーディネート・相談 | ボランティアに関するコーディネートや相談機能を充実していきます。 |
| ボランティア団体活動費助成 | 登録団体へ活動費を助成します。 |
| ボランティア人材の育成 | 登録手話通訳者養成講座等を開催し、障害のある人の支援に必要な人材を計画的に育成します。 |

(3) 生涯学習・スポーツ文化振興の推進

① スポーツ・レクリエーション活動などへの支援

障害者団体や障害者施設が行う地域交流活動の充実を図るとともに、障害のある人のスポーツ・レクリエーションや学習・文化活動を推進します。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 障害者スポーツ大会への助成に関する事業 | 心身障害者(児)のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するため、助成金を支給します。 |
| 障害者作品展への助成に関する事業(再掲) | 障害者の作品を一同に集め日頃の成果の発表の場とし、励まし合うとともに、障害を持たない人への理解促進を図るための作品展に対し助成します。 |
| 障害別講座講習の開催に関する事業 | 障害者の生活向上を図るため、障害別に応じた講座講習会を開催します。 |
| 障害者協議室の運営に関する事業 | 障害者団体等が障害者の自立と社会参加のための交流、情報交換等の自主的活動が積極的に図れるよう、障害者協議室を貸し出します。 |
| 心の交流スポーツ大会に関する事業 | スポーツを通じて、精神障害者施設等の利用者と健康サポートセンターの心の専門グループワーク参加者との交流を図ります。 |
| リハビリ自主グループの活動支援に関する事業 | リハビリ教室の卒業生で結成した自主グループの活動や、グループ相互の交流に対し支援します。 |
| 点字図書の給付 | 主に情報の入手を点字に頼っている視覚障害のある人に対して、点字図書を給付します。 |
| 成人祝品の支給に関する事業 | 成人としての自覚と生活に励みを与えるため、身体障害者手帳又は愛の手帳を持つ新成人に記念品を贈呈します。 |

9 基盤づくり

障害のある人を地域全体で支えられるよう、区民全員参加型の福祉ネットワークを形成します。

(1) 福祉ネットワークの形成

① サービス拠点の整備

障害者福祉課や健康サポートセンターなどの窓口で障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援を行います。

② 地域全体で支える福祉ネットワークづくり

支え合いの理念にもとづき、あたたかい福祉が提供されるように、家族や地域、企業、行政が相互の連携を図り、民生・児童委員や社会福祉団体、事業者、相談員、社会福祉協議会などとのつながりを強めます。あわせて地域福祉の要となる社会福祉協議会を充実・強化していきます。これによって、地域全体で支える区民全員参加型の福祉ネットワークを形成します。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------|---------------------------------------------------|
| 地域自立支援協議会の開催 (再掲) | 江戸川区の障害者福祉に関する現状や課題の認識の共有化を図るため、定期的に協議会を開催していきます。 |
| 精神保健福祉連絡協議会の開催 | 江戸川区における精神保健福祉をめぐる状況について討論し、施策の方向性について助言します。 |

(2) サービスの質の確保

① 良質なサービス市場の整備

サービスを行う民間事業者やNPO法人などの指導育成と良質な市場環境の整備に努め、利用者への情報開示や提供、苦情処理、サービス評価のしくみづくりを進めます。

② 福祉サービスの第三者評価の普及促進

区民が多様な保育や介護、障害者サービスについての情報をいつでも知ることができるようにするとともに、サービスの質の向上を図るため、第三者評価システムについて、区内事業者に情報提供や啓発を行い、システムの活用を促します。

③ サービス基盤の充実

サービスの需給バランスを常に把握し、質の高い事業者の参入、育成を図ります。特に、供給の少ないサービスについては、必要に応じ区からの支援を含めて、積極的に事業者の参入を図っていきます。

主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政評価のしくみづくり | 施策及び事業がどのように実施されているか等を区民にわかりやすく説明するとともに、施策の有効性、改善すべき課題、方向性等を明確にし、区民ニーズにあった施策を展開するため、行政評価制度を推進します。 |
| 指定管理者制度の導入 | 施設の管理について、民間事業者を活用することにより、サービスの向上と経費の節減を目指します。 |

(3) 人材育成

① 人材の育成

聴覚障害者の手話通訳者派遣依頼に応じていくため、安定的な手話通訳者の育成に努めるなど、良質な人材育成を計画的に進めていくことに努めていきます。

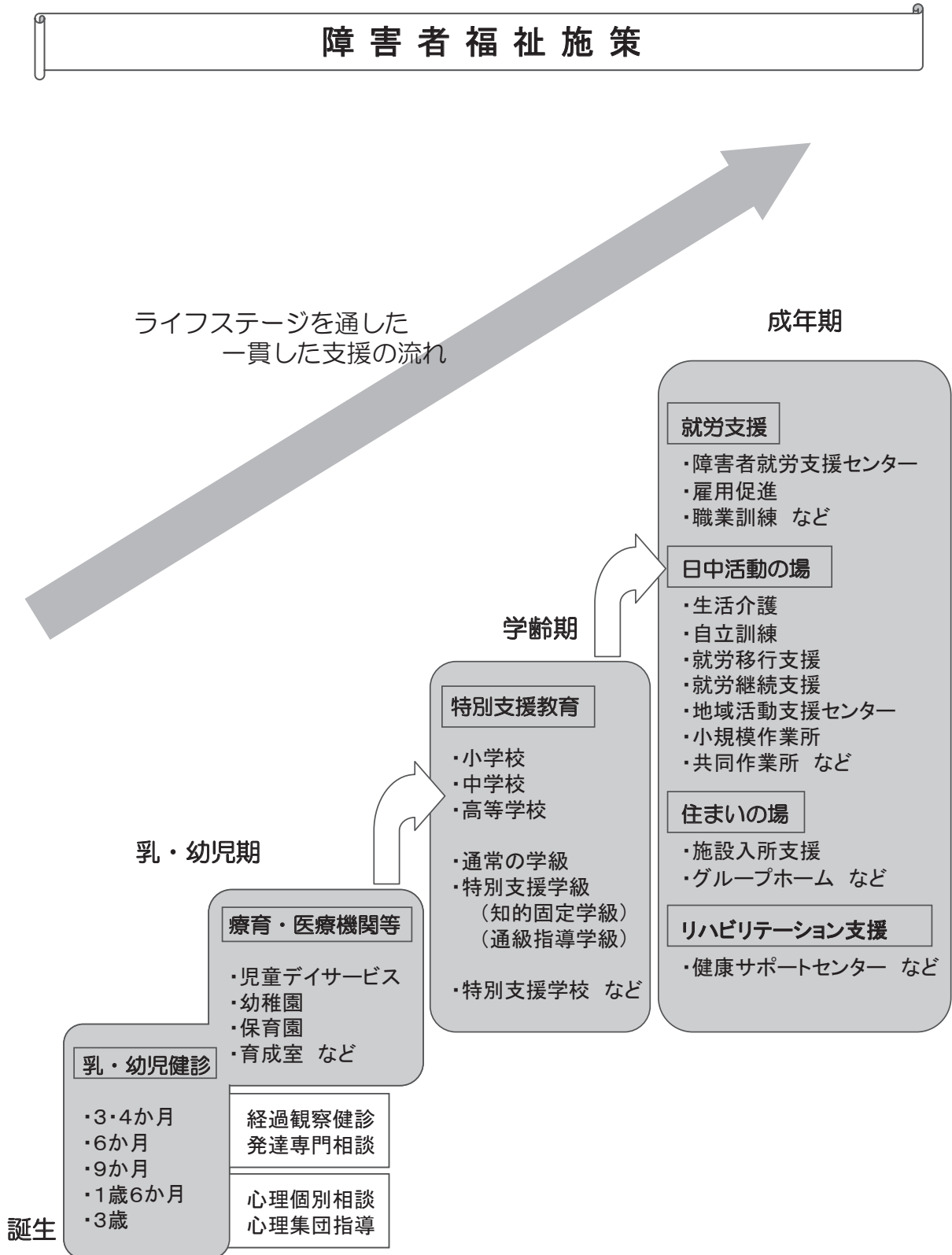
主な事業展開

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------|---------------------------------------------|
| ボランティア人材の育成(再掲) | 登録手話通訳者養成講座等を開催し、障害のある人の支援に必要な人材を計画的に育成します。 |

第6章 施策の取組み体系

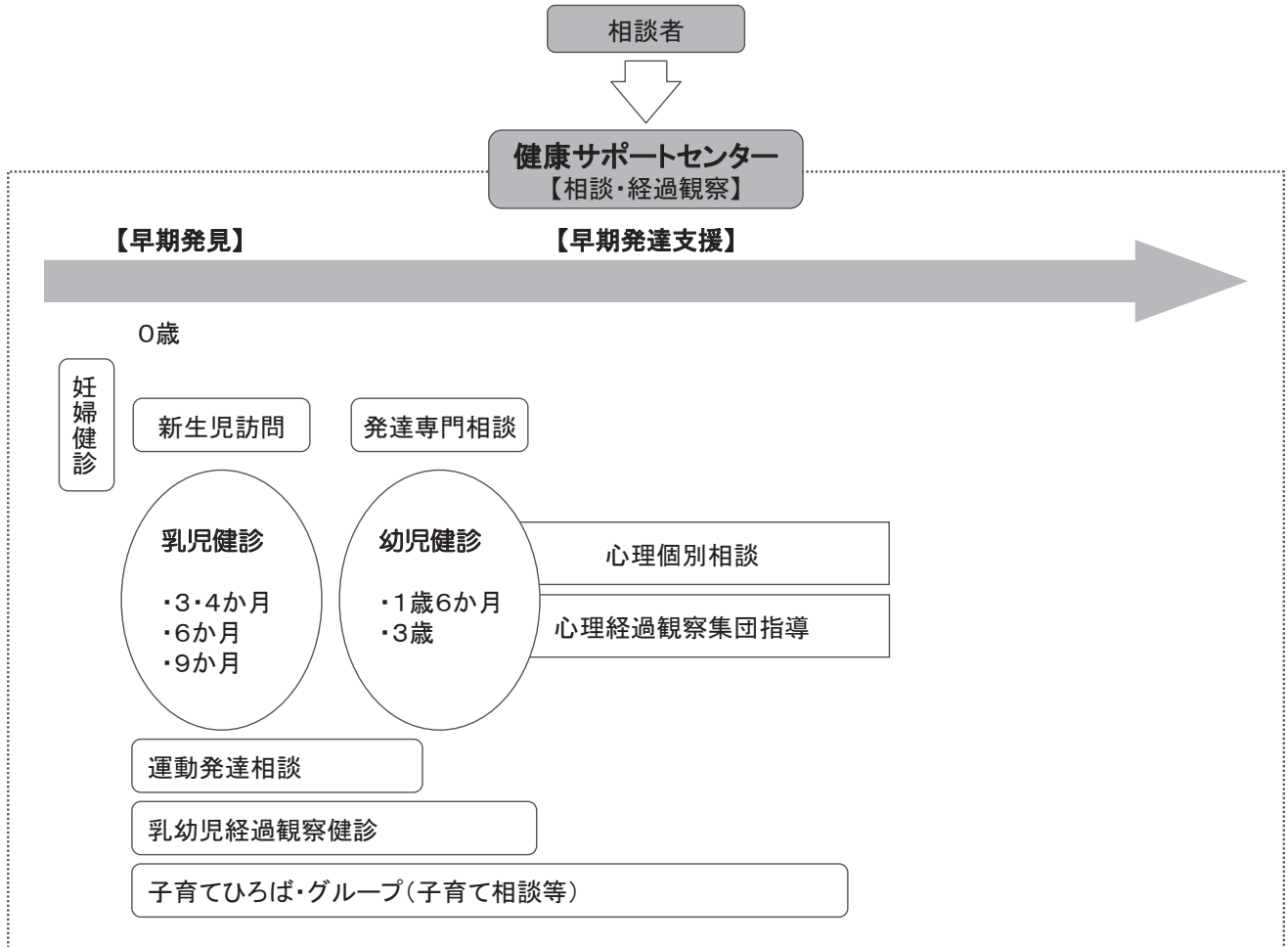
1 ライフステージ別取組み

(1) 障害者福祉施策の取組み (体系図)



(2) 乳・幼児期の取組み

障害児の早期発見と対応



(3) 学齢期の取組み

江戸川区の特別支援教育

特別支援教育の目指すもの

障害のある人もない人も、お互いを尊重し、認め合い、ともに生きる社会。

江戸川区はこのような共生社会を目指し、小・中学校での教育を進めています。

平成19年4月、国は学校教育法を改正し、今までの特殊教育（東京都は心身障害教育）から特別支援教育へ障害教育を転換させました。

本区もこれを受け、従来の心身障害教育をさらに発展させ、障害のある子もない子もお互いを理解し助け合う、あたたかい地域社会創生のための教育を目指しています。

また、特に不登校や非行など課題のある児童・生徒の支援も重要と考え、「支援教育」という立場をとっていきます。

特別支援教育で変わったもの

従来の心身障害教育から、以下の点が主に変更になりました。

(ア) 通常の学級内での発達障害の児童・生徒も、支援の対象になりました。

〔これまで〕 従来の心身障害教育では、知的障害・肢体不自由・弱視・難聴・言語・情緒障害・病弱の7つの障害種別や障害の程度により就学先を決定。

〔今後〕 その子一人ひとりの教育的ニーズにより、就学先を決定。

また、従来支援の対象ではなかった発達障害（学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症等）の児童・生徒も、支援の対象に。

(イ) 養護学校が特別支援学校に再編されていきます。

障害別に盲・ろう・肢体不自由・知的障害・病弱に分かれていた養護学校が障害種別を越えた「特別支援学校」になり、地域の特別支援教育のセンター的機能が付加されます。

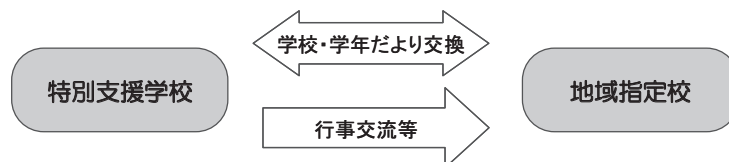
(ウ) 特別支援学校（旧養護学校）とその児童・生徒の住所地の地域の学校が交流します。

児童・生徒の希望により住所地の地域の学校（地域指定校）と交流を図ります。

（副籍制度）

学校便りや学年便りの交換から、行事参加まで、その子の希望や受け入れる学校の状況に応じて、よく話し合っ内容（行事交流・共同学習等）を決めていきます。

特別支援学校から帰宅して、副籍校の「すすすくスクール」へも保護者と一緒に参加できます。



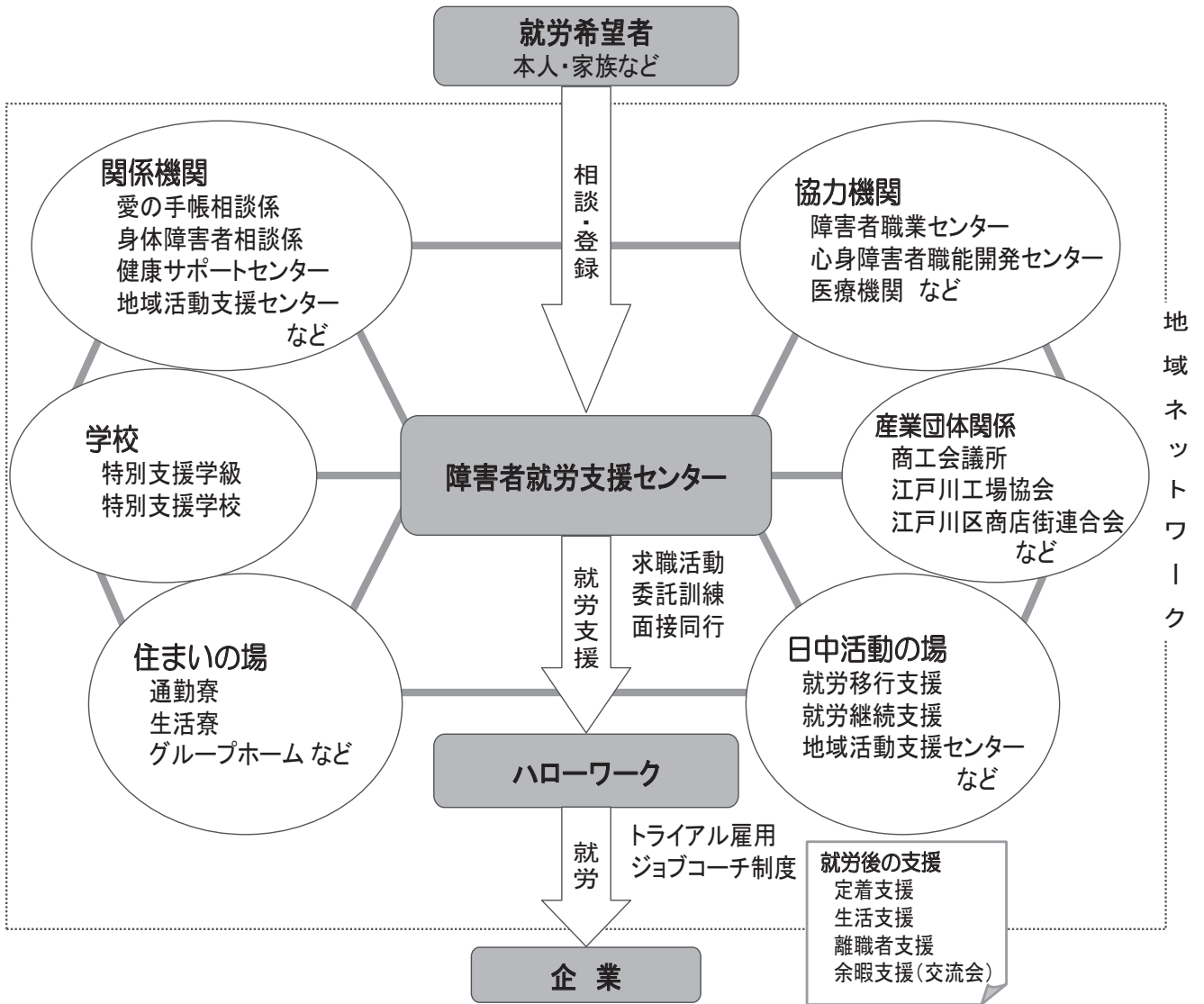
(エ) 江戸川区特別支援教育連携協議会を設置し、支援の輪を広げます。

障害のある児童・生徒を、乳幼児期から学齢期、就労期まで一貫した体制の下、健康・医療・福祉・教育・就労の各機関が連携をとり、地域で支援します。

これらの特別支援教育について、学校・保護者・地域への理解・啓発に努めます。

(4) 成年期の取組み

障害者就労支援



2 地域自立支援協議会の設置

障害者自立支援法において、市町村が実施する地域生活支援事業の一つとして『地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置』が示されています。このことを踏まえ、江戸川区では、障害者の地域における自立した生活を支えるため、区が相談支援事業を適切に実施するにあたり、医療、保健、福祉、教育及び就労等に関係する機関とのネットワークの構築を推進する中核機関として、20名の委員により構成する江戸川区地域自立支援協議会を設置しています。

協議会の果たす役割としては、以下の6点を考えています。

| | |
|--------|---------------------|
| 情報機能 | 地域の現状・課題等の情報共有と情報発信 |
| 調整機能 | 地域の関係機関によるネットワークの構築 |
| 開発機能 | 地域の社会資源の開発、改善 |
| 研修機能 | 障害者福祉施策への理解促進 |
| 権利擁護機能 | 権利擁護に関する取り組みの展開 |
| 評価機能 | 障害福祉計画等の進行管理及び評価 |